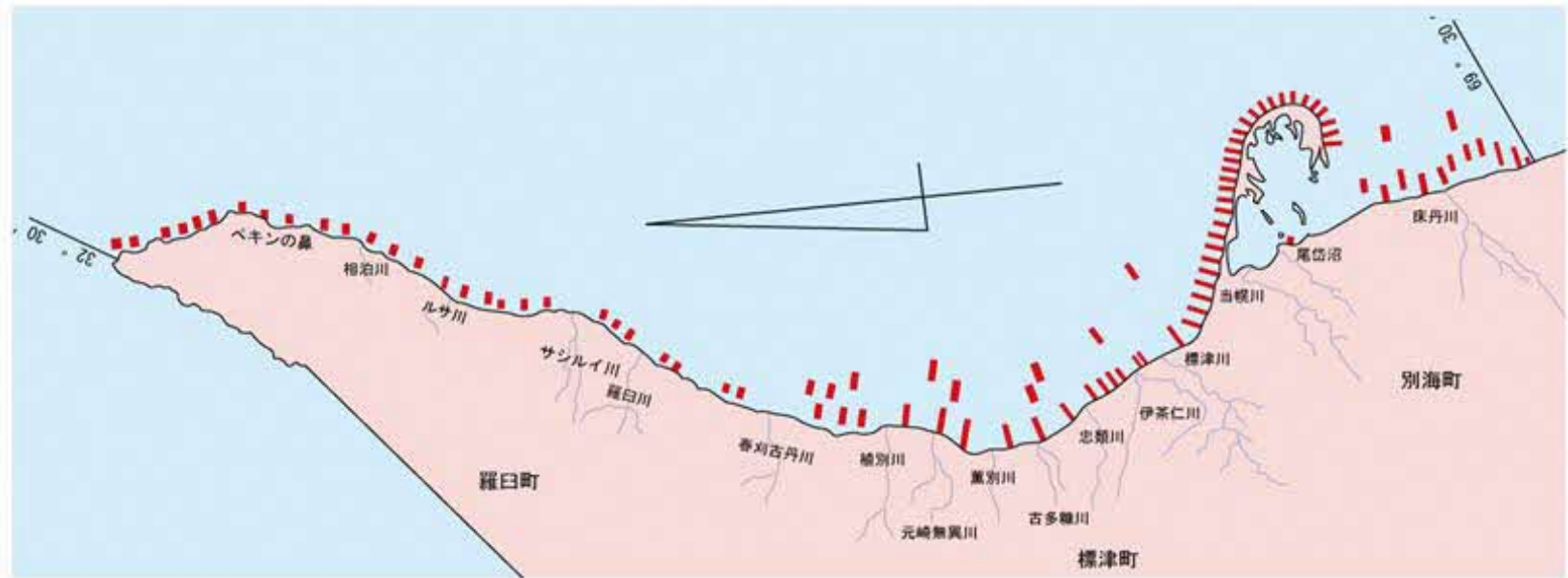


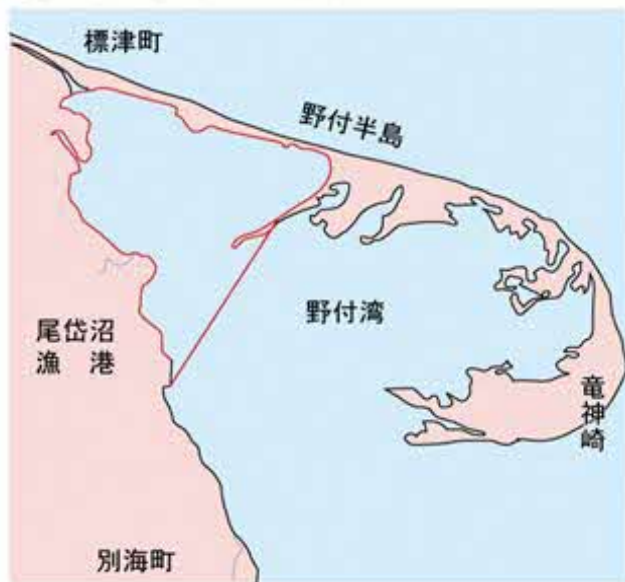
14 根室海区漁業調整委員会指示

指示番号	発動年月日	指示内容	制限区域	制限期間	備考
第1号	平成30年7月10日	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、制限する。	根室振興局管内標津町の忠類川河口付近で、別表（34P参照）に掲げる区域において、右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。 ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	平成30年8月4日から平成30年11月4日まで	
第2号	平成30年7月10日	野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、指示する。	野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港南防波堤南東角の点を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域（37P別図②参照）。	平成30年8月20日から平成30年10月31日まで	制限区域における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕してはならない。
第3号	平成30年7月10日	ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、指示する。	根室振興局管内風蓮湖内の基点1から基点46の各点を順に結ぶ線と基点46と基点1を結ぶ線に囲まれた区域において、ニシンを採捕してはならない（37P別図③参照）。	平成30年9月20日から平成30年12月31日まで	
第4号	平成30年7月10日	根室海峡北部海域における定置漁業の保護について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき指示する。	斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賛」から真方位69度30分の線に囲まれた海域（37P別図①参照）に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。	平成30年8月20日から平成30年11月30日まで	定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。 ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣り漁業は除く。
第5号	平成30年8月1日	根室振興局管内標津町の元崎無異川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、制限する。	根室振興局管内標津町の元崎無異川河口付近で、別表（34P参照）に掲げる区域において、右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。 ただし、北海道海面漁業調整規則第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	平成30年10月1日から平成30年11月30日まで	

別図① 根室海峡北部海域の定置漁具配置概略図



別図② 野付湾内禁止区域概略図



別図③ 風蓮湖内ニシン採捕禁止区域概略図

